

| | |
|--------------------------|--|
| 機関名 | 前橋市議会事務局 |
| 任命権者 | 前橋市議会議長 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） |
| 前橋市議会事務局における障害者雇用に関する課題 | 前橋市議会事務局においては、職員総数が15人程度の小規模な機関であり、全ての職員が他機関からの出向者であるため、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。これまで大きな問題が生じていないため、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。 |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | 他機関からの出向者で占められており職員を採用する予定がなく、現に障害者が在席していないことから、「障害者雇用の推進に関する理解を促進する」ことを目標とする。 |
| ②定着に関する目標 | なし |
| 取組内容 | |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備 | ○障害者雇用推進者は前橋市職員課長が兼務をする。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○職員が中途障害者となった場合には、関係機関や労働局に相談しながら、障害者が遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 |
| 3. 障害者の活躍の基本となる環境整備・人事管理 | ○職員が中途障害者となった場合には、相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。 |
| 4. その他 | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |